

平成 22 年 5 月 24 日

法制審議会会社法制部会 御中

日本税理士会連合会  
会計参与普及推進特別委員会  
委員長 杉下 清次

## 企業統治における会計参与の役割に関する意見

### 1. 会計参与が果たす役割とその効果

会計参与は、株式会社の内部機関でありながら、他の機関からの独立性を有し、計算関係書類を取締役と共同作成し、それに係る取締役会への出席、株主総会における説明、計算関係書類及び会計参与報告の備置き、株主・債権者への開示、さらには不正行為の報告等をその職務とし、計算関係書類の記載の正確さに対する信頼性を高め、株主、債権者の保護及び利便に資することを目的としているものである。

これらの職務を行うために、会計参与は中小企業の現場において現状の業務プロセスの確認を図るとともに望ましい業務プロセスの評価を行い、また、業務の継続的改善を実施し、モニタリングする過程において中心的な役割を果たしている。

会計参与設置の本当に意図しているところは、税理士等が会計の専門家としての責任を負い、かつ、内部機関として機能することにより、外部からは決して見えない問題点を発見すること、さらには計算関係書類作成に付随して企業経営の問題点を改善するための有用で信頼性の高い情報を提供し企業経営を正しい方向に導くことにあると考えられる。法律に規定された計算関係書類について、専門家による作成ということで信頼性が高まることはいうまでもないが、それ以上に作成のプロセスが改善される点も重要である。

結果的に、会計参与は企業経営を監視し不正行為または法令もしくは定款に違反する行為の防止（健全性）に繋がる役割及び企業の収益性・競争力の向上（効率性）の契機となる役割を果たしており、企業統治の観点から非常に有効な制度と言える。

### 2. 中小企業における企業統治の実態

コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは、どのような形で企業経営を監視する仕組みを設けるかという問題であるが、不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく、近時は企業の収

益性・競争力の向上（効率性）の観点からも議論されている。

一方で中小企業など閉鎖型の株式会社は「所有と経営の分離」がないのが実情である。経営方針の対立等何らかの理由で少数派に回った株主は、経営者の地位から排除される。株主の地位に留まる意味を失った少数派が株式を売却しようとしても、支配権の伴わないこの種の株式は、事実上買手がなく多数派によって買い叩かれるケースが多い。

企業統治は株主のためであるが、会計参与が就任している企業の多くは閉鎖型の中小企業であり「所有と経営が一体」である。会計参与が果たす役割の対象者は、債権者であり、また当該企業の従業員である。

なお、会計参与はその職務を行うために必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、また、子会社の業務及び財産の状況の調査を行うことができる。親会社は、子会社株式の評価またはその有する債券の評価等を行って、子会社の実態を計算書類に反映することになる。子会社自体にも会計参与が就任していることが望ましいが、親会社の会計参与は会計の専門家として子会社の実態を把握し、グループ全体の状況を把握する必要がある。

### 3. 企業統治における会計参与制度の課題と現状

税理士が会計参与に就任するには、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）が発行する税理士資格証明書を取得する必要がある。平成22年4月末時点での直近2年間の同証明書の発行件数は759件、発行人数は303人となっている。税理士法人の就任件数は把握していないが、その普及は進んでいるとは言えない。

一方で、会計参与に就任している税理士等からは、企業側も会計参与の有効性を実感するとともに会計参与に課されている責任を理解し、会計参与に就任した税理士等に対して迷惑を掛けることは出来ないなどの認識を持ち、非常に協力的な対応を取るケースが多いとの声が聞こえてくる。

しかし、税理士の関与先である中小企業は依然として厳しい経営環境が続いている。会計参与に係る報酬を支払う余裕のある中小企業は依然少ないと思われ、それが普及の伸び悩みの一因となっていると思われる。また、「中小企業の会計に関する指針」の運用（会計基準と税法基準の選択適用等）においても、日税連として事例を積み上げ周知していく必要がある。

会計参与の普及は企業統治において有効であるため、日税連としても積極的に普及推進していかねばならないと考えている。今後、関係官庁、金融機関等を交えて会計参与導入によるインセンティブ等について積極的に検討していきたい。

以上